

平成28年第7回教育委員会会議録

日 時 平成28年5月26日(木)午後2時30分 開議
場 所 尾道市教育会館2階 会議室
署名委員 村井委員

午後2時30分 開会

山北委員長 定刻になりましたので、ただいまから第7回教育委員会定例会を開きます。

本日の会議日程は、印刷配付のとおりです。

会議録署名委員は、村井委員、お願いします。

日程に入ります。日程第1、業務報告及び行事予定を議題といたします。業務報告及び行事予定のうち、重要な項目がありましたら、順次報告をお願いします。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。それでは、庶務課に关します業務報告並びに行事予定について御報告させていただきます。まず、業務報告ですが、5月19日、20日と徳島市におきまして第68回全国都市教育長協議会総会が開催され、佐藤教育長が出席をされました。26日、本日ですが、教育委員会定例会でございます。次に、行事予定ですが、6月に入りまして、市議会が記載のと通りの日程で開催をされます。文教委員会が23日の予定です。6月30日、定例の教育委員会の予定でございます。以上です。

安藤主幹(学校施設整備担当) 委員長、学校施設整備担当主幹。業務報告及び行事予定でございます。2ページをご覧ください。引き続き3校で耐震化を進めておりますけれども、うち山波小学校については工事完了となっております。また、5月10日に会計検査院による会計の実地検査がありまして、給食調理場等を中心に受検したところであります。次に、行事予定ですけれども、引き続き2校で現在耐震化を進めております。以上です。

安保生涯学習課長 委員長、生涯学習課長。生涯学習課の業務報告並びに行事予定を御報告いたします。3ページをご覧ください。業務報告でございますが、5月12日に尾道市次世代育成のための電子メディア対策委員会を開催しました。また、5月23日に、平成28年度全国高等学校総合体育大会尾道市実行委員会第2回総会を開催しました。次に、行事予定でございますが、5月30日に尾道勤労青少年ホーム利用者連絡協議会総会を開催します。また、1件記載漏

れとなっておりますけれども、6月5日に尾道市青少年補導委員委嘱辞令交付式を行います。記載漏れで大変申し訳ありませんでした。6月7日には、尾道市立中央図書館後援会総会を、それから6月25日、26日には尾道市・松江市少年スポーツ交流サッカー交歓大会、6月29日には尾道市公民館運営審議会を開催します。

引き続きまして、図書館について順次指定管理者から報告のあった事業につきまして、中央図書館から各図書館について御報告いたします。

4ページをお願いします。まず、中央図書館の業務報告ですが、毎月の定例行事に加え、5月1日に今回で36回目となるとよかん・こどもフェスティバルを行いました。人形劇や大型紙芝居などのイベントに52名の参加がありました。5月28日のおはなし会・えいが会を、誤って行事報告に記載しておりますので、行事予定に訂正をお願いいたします。行事予定ですが、今年も芙美子ウィークの企画に賛同し、6月は芙美子とめぐる尾道と題した展示を行います。

5ページをご覧ください。みつぎ子ども図書館では、定例行事に加え、5月1日に切り絵教室を、5日にはスペシャルおはなし会として紙芝居や大型絵本の上演を行いました。行事予定につきましては、記載のとおりでございます。瀬戸田図書館の業務報告、行事予定につきましては、5月28日から6月24日までのおのぶらり巡回展が、これも誤りで行事予定でしたので、訂正をお願いいたします。この巡回展は、図書館後援会から寄贈いただきましたリヤカー式の書架を利用したのあきびんご展です。既に中央図書館、因島図書館で開催済みで、瀬戸田、みつぎ、向島と順次開催が予定されております。6ページをお開きください。向島子ども図書館の業務報告につきましては、記載のとおりでございます。行事予定につきましては、6月7日から10日が特別整理期間として休館となります。7ページをご覧ください。因島図書館の業務報告、行事予定ですが、記載のとおりでございます。以上でございます。

細谷因島瀬戸田地域教育課長 委員長、因島瀬戸田地域教育課長。因島瀬戸田地域教育課の業務報告並びに行事予定を御報告いたします。8ページをご覧ください。業務報告及び行事予定については、いずれも記載のとおりでございます。なお、業務報告、5月19日にはマイナンバー研修会ということで、公民館職員対象に行いました。これは、因島地域の7館につきましては市教委から委託料を支出しております。この委託料の中から人件費とか各種講座の講師謝金を支払うことから、マイナンバーの収集と保管について研修を行ったものでございます。以上でございます。

小林美術館長 委員長、美術館長。美術館の業務報告並びに行事予定を、尾道

市立美術館から順次御報告します。9ページをご覧ください。最初に、尾道市立美術館について御説明します。業務報告につきましては、5月8日に特別展「奈良県立万葉文化館コレクション 日本画でみる万葉の世界展」を閉幕しましたが、4月、5月の入館者が7,351名で、1日当たり223名という驚く入館者でございました。4月におきましても同月比1,848名の増で、対前年の53%の増でございました。

行事予定でございますが、芸術文化の町尾道において市民参画による美術の祭典が5月28日から6月5日まで、第60回尾道市美術展前期を洋画、写真、工芸、デザインについて開催します。前期最終日の6月5日には、審査員によります作品鑑賞会を実施します。6月11日から6月19日まで、第60回尾道市美術展後期を日本画、彫刻、書について開催します。後期最終日の6月19日には、市美展の表彰式とあわせて審査員によります作品鑑賞会を実施します。第60回尾道市美術展には244点の応募があり、市長賞や教育委員会賞など58点が選ばれております。6月25日から8月14日まで、特別展「岩合光昭写真展 ねこ」を開催します。この展覧会は、若き日の岩合さんと一緒に暮らした猫、海ちゃんと猫島として知られる田代島を撮影したハートのしっぽシリーズから約200点、さらに今回特別に尾道の猫の写真10点で構成した岩合さんの猫ワールドで、人々の心を捉えてやまない愛くるしくもたくましい猫たちのベストショットをご覧くださいと思います。

次に、圓鍔勝三彫刻美術館につきましては、6月28日から9月4日まで常設展「圓鍔勝三と動物展」を開催します。この展覧会は、夏休みの期間に当たり、子供にも親しみを感じやすい動物をモチーフにした作品を中心に展示します。

平山郁夫美術館につきましては、6月6日から10月7日まで館蔵品展「平山郁夫の原点 瀬戸内とシルクロード」を開催いたします。この展覧会は、平山先生が幼いころの感性を育んだ瀬戸内の日本画家として成功の道を切り開いたシルクロードの作品を展示します。以上でございます。

瀬戸学校経営企画課長 委員長、学校経営企画課長。学校経営企画課にかかわる業務報告並びに行事予定について御報告いたします。10ページをご覧ください。まず、業務報告についてですが、5月9日校長会、5月10日火曜日、学校経営サプリーダー研修会を行いました。5月15日日曜日から、春の運動会、体育大会が始まっております。今年度は、小・中学校43校のうち34校が春に実施することとなっております。今のところ、熱中症などの報告は受けておりません。続いて、行事予定について御報告いたします。先ほどの運動会、体育大会

は、今後も6月19日日曜日まで続きます。6月2日木曜日、校長会、6月20日月曜日、学校経営サブリーダー研修会です。以上です。

横原教育指導課長補佐 委員長、教育指導課課長補佐。教育指導課に係る業務報告並びに行事予定について御説明申し上げます。11ページをご覧ください。初めに、業務報告です。5月20日に尾道中学校教育研究会を開催し、本日5月26日に尾道小学校教育研究会を開催しております。現在取り組んでいる学力向上対策事業においては、教育委員会、学校、そしてこの教育研究会が連携しながら、つきたい力を明確にし、ついた力を見取り、ついていない力を確実に定着させる指導のあり方を研究し、実践しています。今回の教育研究会では、教科ごと、領域ごとに部会を組織し、教科の特性に応じて教科問題の特性や活用、未来プランの各行事の実施等に取り組むことを確認しております。

次に、行事予定です。6月7日、広島県基礎・基本定着状況調査が実施されます。本年度は、小学校5年生約1,050名が国語、算数、理科、中学校2年生約1,100名が国語、数学、理科、英語の調査を受けます。結果は、8月下旬ごろ発表される予定です。6月11日、子ども司書養成講座を開催します。子ども司書とは、本の好きな児童が市内5つの図書館で1学期の終わりから夏休み中に図書館司書として活動し、2学期以降は、各学校において子ども司書として自分で考えた活動に取り組むものです。この日の講座において活動内容の説明や演習を行い、児童は今後の活動につなげていきます。以上です。

山北委員長 それでは、御質問、御意見ありませんか。

村井委員 小学校の運動会に行かせていただきました。組み体操が危険だからということが新聞にあって、学校によっては6段ぐらい積んであるところもあったり、5段ぐらいのところもあったり、少ないところも。どういうふうにしなさいというのは指導されているのか、学校にお任せなのでしょうか。

村上学校教育部長 委員長、学校教育部長。ただいまの運動会の組み体操ですけども、指導にかかわりましては、何段とか基準をこれ以下にしなさいという指導はしておりません。ただ、スポーツ庁からも安全についてという通知も出ておりますので、その通知を参考にし、安全に配慮しながらということですので、今年度は特に練習のときから見ていて、練習でなかなか成功できないようなものは、基本的にはその部分を避けるとか、各学校とも安全に配慮をする中で、少しそういうリスクの部分については十分配慮し、ただそういう中でも見栄えがある組み体操ということを各学校が安全に配慮しながら工夫をしているというのが現状です。以上です。よろしくお願いします。

山北委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

山北委員長 それでは、ないようですので、日程第1、業務報告及び行事予定を終わります。

次に、日程第2、議案の審査に入ります。

議案第31号尾道市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則案を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。それでは、議案第31号尾道市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則案について御説明いたします。議案集の12ページをお開きください。この議案は、幼稚園就園奨励費補助金に対する国の支援策拡充について、このほどその内容が明らかにされましたので、この内容に準じて本市の規則を改正することについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。拡充策の1点目でございますが、多子世帯における保護者の負担軽減を図るものでございます。昨年度から施行された子ども・子育て支援新制度の趣旨にのっとり、幼稚園就園奨励費補助金制度は低所得世帯や多子世帯に対してより手厚い支援となる制度とされています。具体的には、多子世帯の場合、第1子よりも第2子、第3子の順で補助限度額が増額します。この第2子、第3子の判断ですけれども、現行制度では小学校3年生までの兄、姉がいる場合、当該児童を第1子とし、園児が第何子に当たるのかを判定をしています。このたびの一部改正では、年収約360万円以下の世帯を対象に、小学校3年生までのという年齢制限を撤廃します。年齢に関係なく最年長の兄、姉を第1子と判断することで、さらなる条件緩和を図ります。議案集15ページの新旧対照表を御確認いただけますか。第2条第2項のアンダーラインの箇所がこの改正に係る部分となっております。

続きまして、拡充策の2点目でございますが、ひとり親家庭等の保護者の負担軽減を図る特例措置を新たに加えるための改正を行います。母子家庭や父子家庭、障害児などが同居する世帯を対象といたしまして、市民税非課税世帯の場合、第1子の補助単価を3万6,000円増の30万8,000円、第2子の補助単価を1万8,000円増の30万8,000円に引き上げるものでございます。同様に、年収360万円未満である場合、第1子の補助単価を10万1,800円増の21万7,000円、第2子の補助単価を9万7,000円増の30万8,000円に引き上げるものでございます。議案集16ページの新旧対照表、中段にある備考以降のアンダーラインの箇所がこの改正の部分になります。以上、多子世帯、低所得世帯、ひとり親世帯などの私立幼稚園保育料に係る保護者負担の軽減を目的とした規則の改正でございます。なお、保護者に対しましては、6月に入りましたら、制度の周知と

申請手続等について幼稚園を通じて案内する予定としております。御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

山北委員長 御質問、御意見ありますか。

補助対象の詳細を文書化した。旧では何も書いてないのに、例えば備考で、これは以前はなかった項目ということですか。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。今の備考のところは、これまでになかった制度が追加的にできた制度ですので、旧のところには記載がないものを新たに盛り込んだということになります。

中司委員 具体的に、軽減されるというのはどの程度軽くなるのでしょうか。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。2点目の限度を見ますと、私立の幼稚園につきましては、新しい制度に移行するか旧制度のままにとどまるということに2つ選択肢があるわけなのですが、新しい制度に移行された場合、先般条例として議会でも承認をいただきましたけれども、決められた額をそれぞれの所得の状況に応じて御負担をしていただくという形になります。この私立幼稚園就園奨励費というのは、新しい制度に移行しない旧制度の幼稚園の方針についての支援策でございます、これはそれぞれの幼稚園で決められた保育料を定額のものをお払っていただくという形になります。その後、この補助金制度を使って後々キャッシュバックをしていくという形の制度になります。例えば、今の2番目のところで言いますと、先ほど文書の中でも申し上げたのですが、市民税の非課税世帯の最後の表になりますけれども、この表の中で市民税の方につきましては、第1子、第2子、第3子とも全て上限額が30万8,000円となっておりますけれども、それまでの制度で言いますと、非課税世帯でも第1子の補助単価は、これより3万6,000円低い金額になりました。第2子の場合で1万8,000円低い金額、これが上限額30万8,000円までになったということです。その次の段階の所得が360万円未満というところですが、こちらにつきましては、第1子のところが10万1,800円増えて21万7,000円、ほぼ倍額という形になっております。第2子のところが9万7,000円増の上限額である30万8,000円のところまで引き上げられたということになります。以上です。

中司委員 わかりました。かなり下がったということですね。

山北委員長 ほかはよろしいですか。

村井委員 これは補助としてもらうお金は保護者へ入って、その保護者が幼稚園に払うお金がありますよね、それはまた自分が払うのですか。相殺されるのでしょうか。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。先ほど申し上げましたように、これは旧制

度の私立の幼稚園ということになります。所定のそれぞれの園の保育料をお支払いいただきまして、最終的には年度末の段階で、その実績も含めて所得の状況を勘案しながら、幼稚園を通じて保護者の方に還元するという形で手続は進めます。以上です。

村井委員 よく補助金をもらったけれど、それが子供のほうに回らないというような話を聞くのですが、そういうことはないわけですね。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。御負担をいただく保育料の負担は保護者の方にお支払いいただきますので、保護者の手にお渡しをするという形で捉えております。

中司委員 これが年度末にまとめて払われるということになりますと、毎月毎月の保育料を払うのに支障を来すということはないでしょうか。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。それぞれ日常的な生活の面で苦しい方は確かにいらっしゃるのだと思いますけれども、この制度自体が年度末に近い段階で、それまでに実際に所定の保育料を払われているという状況の中で補助金としてお支払いするような手続になっておりますので、手続の上ではその時点でお支払いをいただいておかないと手続自体がとれないという形になります。

中司委員 としますと、保育料を毎月払えない場合には保育園に行けない事態も出てくるかなということも可能性としてあるのでしょうか。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。私立の幼稚園ということで詳細な状況を把握できておりませんが、実際にこれまで手続をしていただいた中で、そのようなケースの事例の申し立てというのは余り聞いていないのが実情でございます。

山北委員長 私立はないかもしれないね。

中司委員 制度も制限とかそのような期限とかいろいろおありになると思うのですが、できれば子育てをしている家庭の実情に合わせて考えたときに、血の通ったものにするためには、幼稚園のほうで引いてその差額を請求するとか、あるいは毎月手当てを割ってお渡しするとか、そのような形に困っている方たちにはするのが、軽減ということの趣旨が軽くしようということですから、そのようなところまで考えられればよいのではないかなという感想を持ちました。以上です。

佐藤教育長 新制度のところを説明してくれる。そうすれば今のことも。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。先ほどの御説明の中で、昨年度から子ども・子育て新制度が施行されたということをお知らせしました。先般議案でも提案させていただいた中で御説明もさせていただいたのですが、新しい制度に

おきましては、それぞれの保護者の方の所得の状況に応じまして5段階の階層を設けて保育料を設定させていただいております。所得の低い方については低廉な保育料という形、第2子、第3子はまたそれに加えて割引をした料金体系ということで、新しい制度の料金体系はもともとのお支払いをいただく金額を設定させていただいて、低廉な価格でお支払いをいただくという流れになってきます。私立の幼稚園につきましては、この新しい制度に移行されるかどうかというのが、それぞれの園の御判断ということ、今経過措置の中にあります。経過措置を、新しい制度に移行された幼稚園につきましては、先ほど中司委員さんからありましたように、初めからそれぞれの所得の階層に応じた応能負担という形で料金設定が適用されます。旧制度の場合につきましては、それぞれの園が独自で設定をされております保育料をまずはお支払いをしていただくというのがたてりてございまして、制度的にはお支払いをいただいた後にキャッシュバックをするような形で支援をするというのが公的な支援の制度になっていきます。

中司委員 わかりました。では、幼稚園は限られているということで、その幼稚園は何園ぐらいあるのでしょうか。私立の幼稚園で旧制度にまだ類しているところというのは。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。尾道市内の幼稚園で申しますと、今年新しい制度に移行された園は1園だけございまして、めぐみ幼稚園が認定こども園化という形の中で新しい制度に移行されておりますが、その他の園につきましては、まだ旧制度の段階になっております。

中司委員 その旧制度のほうがよいと思われる私立の幼稚園側の理由、想像するに、旧制度のほうが新制度に移行するのをためらわれているその理由は何でしょうか。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。それぞれの園で園を存続させていくためには、きちんとした財政基盤が確立されていないといけないわけですがけれども、新しい制度に移行して、国、県、市の支援の制度がどうなるのかということが過渡期的なところもございまして、まだ見定めてない、十分幼稚園としてもその状況を見定めたいというのが本音であろうかと捉えております。

中司委員 子育て施策、国の方針も入れたりもいたしましたし、そのあたり見定めたいとおっしゃるお気持ちは大変よくわかります。了解いたしました。

山北委員長 どんどん法律が変わっていくので、尾道幼稚園の理事やっているけれども、今の意見でした。これは、最初の話とはちょっと違うのですよね。中司さんが言うのは、年収300万円以下の人たちが最初に金払って後の入ってく

る金を待つような余裕はあるのだろうかという保護者の気持ちというのは、これは地方行政にどう対応するかというのはちょっと違う見方があるから。

佐藤教育長 それもあったので、新制度と新旧制度が並列である、そういった方は新制度のほうを選んで入っていただきたいという意味で課長さんから説明してもらったのです。

山北委員長 逆に言うと、めぐみ幼稚園は積極的にメリットを見出した。

佐藤教育長 認定こども園になると、それは新制度でいかないといけないということです。公立と同じように。

山北委員長 わかりました。

それでは、御質問、御意見ないようですので、これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山北委員長 異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第32号尾道市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

安保生涯学習課長 委員長、生涯学習課長。議案集18ページをご覧ください。議案第32号尾道市社会教育委員の委嘱についての議案説明をさせていただきます。本案は、尾道市社会教育委員別紙のとおり委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものでございます。提案理由は、社会教育法第15条、尾道市社会教育委員条例第2条及び第4条に基づき、社会教育委員を委嘱するものです。次の19ページをご覧ください。尾道市PTA联合会及び尾道青年会議所選出の委員から辞職願の提出があり、後任者として委嘱替えするものです。なお、任期は平成28年5月27日から前任者の残任期間である平成29年5月31日までといたします。ほかの13名の委員については、変更ございません。参考に、社会教育委員15名全員の名簿を20ページに添付しております。改選前後で、男性が8名から7名に、女性が7名から8名に変更になっております。また、平均年齢は63.1歳から62.7歳となっております。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

山北委員長 御質問、御意見ありますか。

中司委員 委員長、いろいろお声がけをしていただいてありがとうございました。このように一言言っていただくだけで、33歳の若い女性が社会教育委員になっていただくということができたことは本当にありがたいと思います。皆様

もぜひ一声、お声がけをどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

山北委員長 声かけ、簡単だと思ったけれど、前回トラブルがありましたので。結果はそういうことになりましたので、頑張ります。

中司委員 委員長、引き続きよろしくお願いいたします。

山北委員長 次も頑張った結果です。

中司委員 ありがとうございます。

山北委員長 それでは、議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山北委員長 異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第33号尾道市公民館運営審議会委員の解職及び委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

安保生涯学習課長 委員長、生涯学習課長。議案第33号尾道市公民館運営審議会委員の解職及び委嘱についてを説明させていただきます。議案集21ページをご覧ください。本案は、尾道市公民館運営審議会委員を別紙のとおり解職及び委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものでございます。提案理由は、尾道市公民館条例第4条の規程に基づき、別紙のとおり尾道市公民館運営審議会委員を解職及び委嘱するものです。社会教育関係団体から選出の委員1名から辞職願の提出がありましたので、当該委員を解職するものです。また、後任者といたしまして、別紙のとおり推薦がありましたので、新たに公民館運営審議会委員を委嘱するものでございます。委嘱期間は、前任者の残任期間として、平成28年6月1日から平成29年5月31日までといたします。ほかの21名の委員については、変更がございません。ここで、23ページの資料で1カ所訂正がございます。上から4人目の宗田雅弘さんの年齢が49歳となっておりますが、50歳の誤りです。訂正をお願いします。

山北委員長 それでは、御質問、御意見。

これも先ほどと同じように御配慮いただいたということです。

中司委員 本当にありがとうございます。今後とも女性委員が増えますよう、よろしくお願いいたします。

山北委員長 それでは、御質問、御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

山北委員長 ないようですので、これより議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山北委員長 異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第34号尾道市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

安保生涯学習課長 委員長、生涯学習課長。議案第34号尾道市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱についてを説明させていただきます。議案集24ページをお願いいたします。本案は、尾道市放課後子どもプラン運営委員会委員を別紙のとおり委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものでございます。提案理由は、尾道市放課後子どもプラン運営委員会委員の任期満了に伴い、尾道市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱第4条の規定に基づき、別紙のとおり委員を委嘱するものです。25ページに委員一覧がございしますが、14名中新任が7名となっております。女性委員は9名で、前回より1名増えております。平均年齢は55.7歳です。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

山北委員長 それでは、御質問ありますか。

中司委員 大変よい御提案をありがとうございました。よろしくお願いいたします。

山北委員長 ないようですので、これより議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山北委員長 異議なしと認め、全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第35号尾道市文化財保護委員会委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

向山文化振興課長 委員長、文化振興課長。議案集26ページをご覧ください。議案第35号尾道市文化財保護委員会委員の委嘱についてを御説明申し上げます。本議案は、尾道市文化財保護委員会委員を委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものでございます。このたび、尾道市文化財保護委員会委員の今月末の任期満了に伴いまして、尾道市文化財保護条例第10条の規定に基づき、別紙のとおり委員を委嘱するものでございます。27ページをご覧ください。このたび委嘱する委員は19名でございまして、留任が17名、新任は2名でございます。新任委員は、岡野光伸さん68歳男性、森本幾子さん42歳女性でございます。男性は16名、女性は3名でございまして、平均年齢は65歳、1歳の若返り

ということになります。任期といたしましては、平成28年6月1日から平成30年5月31日でございます。以上、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いをいたします。

山北委員長 それでは、課長がわざわざ来ていただいたので、質問を。

村井委員 以前文化振興課は教育委員会の範疇にあったので、教育委員会で審議するのが妥当と思いますが、今は教育委員会から違う部局にあるのに、なぜこの教育委員会で審議されるのでしょうか。

向山文化振興課長 委員長、文化振興課長。文化財に関します事項につきましては教育委員会の所管でございますので、本日文化財保護委員の委嘱につきましては、教育委員会議に提案をさせていただいたところでございます。

山北委員長 何件か教育委員会離れてからも教育委員会の承認を求めることはありますよね。

向山文化振興課長 委員長、文化振興課長。例えば文化財の指定とか、そういったことがまた提案されると思います。

山北委員長 大体文化振興課が教育委員会から出ることがおかしいのです。

佐藤教育長 委員長、教育長。おかしいことではなくて、文化財行政は教育委員会の専権事項ですから、最終的には教育委員会から出していけないといけないものです。市長のほうに補助執行ということをお願いしている案件でこういった形になる。

村井委員 そうすると、このいろいろな事業をやる上での予算的なものは、教育委員会にある予算と市長部局の予算と二股になっているのですか。

向山文化振興課長 委員長、文化振興課長。予算の費目につきましては、従前どおりの費目となっております。執行しております。

村井委員 今の文化振興課は市長部局にあるけれども、いろいろな関係で教育委員会の関連があるから承認を求める、審議して、それはいいのです。その教育委員会にかかわって予算的なものが発生するのであれば、それは教育委員会で予算を持つのか、そうでなくて予算は全部市長部局がやられるのか教えてもらおうと思ひまして。

向山文化振興課長 委員長、文化振興課長。予算につきましては、市長部局で立てております。以上です。

山北委員長 教育委員会には予算はないのか。

村井委員 予算はない。わかりました。

山北委員長 でも、市長部局にはこの文化は任せられないので早く返ってきて。よろしくお願いします。

中司委員 年齢も1歳若返って、新しい森本さんという42歳の方を連れてきて
いただいてありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

山北委員長 それでは、これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山北委員長 異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに
決しました。

次に、議案第36号広島県尾道南高等学校学則の一部を改正する規則案及び議
案第37号広島県尾道南高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
案を一括して議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

瀬戸学校経営企画課長 委員長、学校経営企画課長。議案第36号広島県尾道南
高等学校学則の一部を改正する規則案について、まず御説明いたします。28ペ
ージをお開きください。本議案は、広島県尾道南高等学校の学則の一部を改正
する規則を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求めるものでご
ざいます。提案理由についてですが、就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度
認定規則の一部改正に伴うものです。30ページの新旧対照表をご覧ください。
具体的には、入学資格についての第18条ですが、第5項中の第8条を第10条と
するものです。その理由についてですが、就学義務猶予免除者等の中学校卒業
程度認定規則が改正されて、第5条の次に試験の免除等として第6条、第7条
が加えられたために2条分ずれたということでございます。

続いて、議案第37号広島県尾道南高等学校の通学区域に関する規則の一部を
改正する規則案について御説明いたします。31ページをお開きください。本議
案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、この規則
の条文を一部改正するものです。33ページの新旧対照表をご覧ください。具体
的には、第1条中の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律
第162号）第50条第1項に基づきの部分を削除するものです。御審議の上、御承
認いただきますようよろしくお願いいたします。

山北委員長 地方教育行政の修正等で大変な文言の修正業務があったこと、お
疲れさまです。

これより議案第36号及び議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山北委員長 異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに
決しました。

次に、議案第38号平成29年度尾道市立小学校及び中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択基本方針についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

榎原教育指導課長補佐 委員長、教育指導課課長補佐。議案第38号平成29年度に尾道市立小学校及び中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択基本方針について説明いたします。34ページから36ページをご覧ください。本議案は、平成29年度に尾道市立小学校及び中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択事務を行うために、尾道市教科用図書採択事務に関する規則第3条第2項に基づき、教育委員会の承認を求めますのでございます。この採択方針は、広島県教育委員会が定めた採択基本方針に基づいており、適正かつ公正な採択の確保及び方法、組織及び手続について、前回より追記しています。以上、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

山北委員長 部長に質問です。これは、大抵教科書メーカーの不適切な接待ということをにらみながら戒めの規則追加だろうと思うのですが、尾道市教委管内で不適切な接待を受けた人は何人いますか。

村上学校教育部長 委員長、学校教育部長。これについては、県から調査依頼ということはありませんでしたが、その調査等の結果でいうと、そういう不適切な対応をしたという教職員は、尾道の場合はありませんでした。以上です。

山北委員長 ありがとうございます。何人という問いかけはおかしいのですが、尾道は粛々と採択をやっているということでPRください。

議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山北委員長 異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第39号平成29年度広島県尾道南高等学校で使用する教科用図書の採択基本方針についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

榎原教育指導課長補佐 委員長、教育指導課課長補佐。議案第39号平成29年度に広島県尾道南高等学校で使用する教科用図書の採択基本方針について御説明申し上げます。37ページ、38ページをご覧ください。この案は、平成29年度に尾道南高等学校で使用する教科用図書の採択事務を行うために、別紙のとおり採択基本方針を定めようとするものです。具体的には、広島県尾道南高等学校が選定し、申請した教科用図書について、文部科学省の示す一般的指導事項及び広島県尾道南高等学校の教育課程に照らして検討し、適正と認められたものを採

択するためのものです。なお、この採択基本方針は、広島県教育委員会の採択基本方針に基づいております。以上、御審議の上、御承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

山北委員長 それでは、御質問、御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

山北委員長 ないようですので、これより議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山北委員長 異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第40号平成28年度教育委員会補正予算要求書を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。それでは、議案第40号平成28年度教育委員会補正予算要求書について御説明をいたします。別冊になりますけれども、別冊の資料がございますので御確認をいただきたいと思っております。このたびの補正予算につきましては、4月1日付の人事異動に伴う職員人件費の補正が内容でございます。2ページですけれども、このたびの人事異動の結果、補正予算額としてマイナス5,201万5,000円の減額補正ということにさせていただいております。3ページ以降に各課のそれぞれの費目における人件費の増減を計上させていただいておりますので、御確認をいただければと思っております。職員人件費につきましては、予算要求の時点では、それぞれ在籍する職員の実績に応じて要求をさせていただいておりますが、4月1日の異動に伴いまして、当然この額が変わってまいりますので、この6月の段階で補正をさせていただくということで要求をさせていただいております。以上です。

山北委員長 御質問、御意見はありますか。

中司委員 特に大きなところをピックアップして、あれば教えてください。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。何名か職員が減員になっているところがございます。事例として、庶務課のところでは申しますと、小学校管理費と中学校管理費でそれぞれ1人減ということになっておりますけれども、これは給食調理員さんと学校の用務員さんがそれぞれ勸奨退職ということで退職された関係で、これは正規の職員ではなくて、今臨時の職員さんで対応させていただいているところがございます。5ページの因島瀬戸田地域教育課のところでは、同じく1人減になっておりますが、これが機構改革に伴いまして1名減ということになっております。美術館につきましては、館長さん、これまで正規

の職員でございましたが、今年度からは嘱託職員という位置づけになっておりますので、嘱託職員の報酬という形で計上させていただいております。大きなところではそのあたりです。

中司委員 人数が削減されたところは、これから戻ることはあるのでしょうか。それとも今のままの体制で、減ったら臨時の方で推移していくことになるのでしょうか。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。今職員の定数の適正化計画という中で、全体的に総じて正規の職員の数というのは減じていっているのが実情でございます。その中で、例えば主幹というような位置づけで増員になったりということはありますけれども、事務のボリュームが相当数説得力のあるものが説明できないと、人員の増というのは、正規の職員の増というのはなかなか難しいのが実情という捉えはしております。その中で、そうはいいましても、職員の負担にならない形でどういったものができてくるのか、それぞれ所管で検討も必要になってくるのだと思いますけれども、これからの行政の上には、そこは必ず求められてくるところなのだろうと思っております。以上です。

中司委員 わかりました。ありがとうございました。

村井委員 この補正予算というのは、6月だけではなくてまだあるのですか。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。定例の市議会ということで、6月、9月、12月、2月という形でございますので、通常はそのタイミングに合わせて補正予算という形で上げております。余り経験はないですけれども、どうしても定例のタイミングでできないということであれば、臨時議会を開催してということも手続上は可能だと思いますが、余り実例はないと思います。

村井委員 今人件費がこういう状態で、減員でやるということで補正予算を組まれたのですが、これは年度末までこれでいかれるというふうに見てよろしいのでしょうか。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。ただいまの説明の中で減員の要因を何点かお示しをさせていただいたのですが、必ずしも減員の要因だけではなくて、昨年度予算要求の時点で、それぞれの課にそれぞれの職員が配置されておりますので、その方々の給料や手当を積み上げて予算要求はさせていただきます。4月1日で当然人が変わります。給料の高い人から若い給料の低い職員が来れば、その減額の要因になりますし、逆のケースでいくとプラスの要因になってくる、扶養手当のいろんな手当についても当然増減がしますので、この4月1日の実態に応じて積み上げたものが、今回の予算要求との差額がこのたび上がってきたということでございます。

村井委員 人が変わったりして、給料の高い人が来たから増額になるとか、そうではないこともあるかもしれませんが、せっかくこういうことで補正予算を組んだと、また今度は増えた減ったではいけない。その1回目の調整で、これでやられるということですか。

佐藤教育長 委員長、教育長。基本的に昨年の10月、11月ぐらいの状況で当初予算を組むわけですから、実態に合わせたものに置きかえましょうというだけの、6月議会においてはそういう整理になるうかと思えます。人件費を28年度ベースにそろえましょうというのが6月の段階、それ以降にいろいろな要因が起これば、9月、12月、2月というふうに、それは人も合わせて変わってくる要因はあるのだろうと。例えば地方創生の中で、どうしても新たに教育委員会の中でこういった事業をしなくてはいけないのが年度中途急遽起こってくれば、それに合わせて事業費の予算的なものとか人間的なものが不足することになればあるかもわかりませんが、現状は、28年の当初の置きかえということで理解いただけるかと思えます。

村井委員 わかりました。

山北委員長 それでは、ないようですので、これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山北委員長 異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

以上で日程第2、議案の審査を終わります。

次に、日程第3、報告・協議に入ります。

報告第8号専決処分報告及びこれが承認を求めることについてをお願いいたします。

安保生涯学習課長 委員長、生涯学習課長。議案集39ページ、報告第8号専決処分報告及びこれが承認を求めることについての説明をさせていただきます。議案集39ページをご覧ください。尾道市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により次の事項を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。理由としましては、公の施設の指定管理者の指定の変更に対する意見の申し入れについて委員会を招集する時間的余裕がなく、特に緊急を要するため専決処分したものです。内容としましては、議案集41ページ、42ページにありますように、向島運動公園の指定管理者である尾道市体育協会が、平成28年4月1日付で一般社団法人尾道

市体育協会に法人格を持たれたことに伴う指定管理者の指定の変更でございます。以上、報告とさせていただきます。

山北委員長 それでは、御質問、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

山北委員長 ということで、専決処分ということへの承認をいただくことにします。

報告第8号を採決いたします。

本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山北委員長 異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決めます。

次に、報告第9号平成28年3月尾道市立中学校卒業者の進路状況についてをお願いします。

榎原教育指導課長補佐 委員長、教育指導課課長補佐。報告第9号尾道市立中学校卒業者の進路状況について報告させていただきます。44ページから46ページの平成28年3月、尾道市立中学校卒業者の進路状況についてをご覧ください。まず、尾道市立中学校卒業者数と進路状況についてです。1の表をご覧ください。この表は、尾道市立中学校の卒業者数とその進路について、経年での変化を表した表でございます。進路については、その内訳を進学と就職、その他進路未決定者に分けて表しております。全体的な傾向ですが、進学率は99.4%で、昨年と同様です。また、進路未決定者についても、昨年よりも低い割合になっています。このことは、各中学校の先生方が最後まで粘り強く指導していただいた結果であると考えております。

次に、尾道市内公立高校6校及び市内定時制高校、市内私立高校、市内特別支援学校への進学について申し上げます。2、尾道市立中学校卒業者の割合に示している学校別のグラフをご覧ください。このグラフは、市内にある全日制の高等学校6校への尾道市立中学校の卒業生の占める割合を、平成26年度からグラフに表したものです。まず、尾道北高校についてですが、昨年よりもやや減少しております。尾道東高校については、昨年より増加しております。尾道商業高等学校の場合は、昨年度よりも減少しております。

次に、御調、因島、瀬戸田高等学校の3校、特に地元の中学校の卒業者の状況について説明します。御調高校については、昨年御調中学校の45.6%の卒業生が進学しましたが、今年は51.6%の生徒が進学しております。昨年は御調中学校から尾道市以外の高等学校への進学が全体の30%を超えており、そのこと

が割合の低下に大きく影響していました。今年は例年並みの進学率となりました。このことは、御調中学校、御調高校の中高連携が効果を上げていると言えます。因島高校は、一昨年同様、旧因島市内の卒業生全体の48%が進学しました。瀬戸田高校においては、ここ数年、瀬戸田中学校からの入学者数の減少が続いており、今年は17.5%となりました。進学者が減少している理由は、瀬戸田中学校から因島高校へ進学している生徒が増えていることが主な理由であります。

次に、市内定時制高校、私立高校について申し上げます。尾道南高の入学者は、昨年より2名減の21名、因島高校においては、昨年よりの4名増の12名が入学しております。尾道南高校の入学者21名のうち、今年3月に市内の中学校を卒業した生徒は14名です。因島高校の入学者12名のうち、今年3月に市内の中学校を卒業した生徒は10名です。

次に、尾道高校と師友塾高校について申し上げます。尾道高校につきましては、昨年度より入学者数は増えておりますが、入学者全体に占める市内卒業生の割合は59.2%と、大きな変化はありません。師友塾高校については通信制の高等学校であり、在籍生徒の中には編入学等で入学した生徒が多くおります。そのため、今年4月入学生徒で増減をはかることは難しい部分がございますが、4月1日時点での入学者数は、平成26年度が1名、平成27年度が4名、平成28年度が5名となっております。

最後に、尾道特別支援学校への進学についてです。市内中学校から本校に6名、しまなみ分校に1名の生徒が進学をしております。特別支援学校については就学区域が決まっており、向島を含む尾道地区の中学生は本校に、因島、瀬戸田地域の中学生はしまなみ分校に進学することになっています。なお、浦崎中学校は、尾道特別支援学校ではなく沼隈特別支援学校が就学区域になっています。以上、報告とさせていただきます。

山北委員長 御質問、御意見ありますか。

中司委員 市内の公立の全日制49.1%、意外に少ないという感じもあったりいたしますけれども、これは例年こんなものだったのでしょうか。

山北委員長 それは縦1のところの辺でしょう。ちょっと低くなっている。

中司委員 そうです。ちょっと低くなっている。この原因としては、教育長、どんなようなことを思われますか。私立が伸びたとかそんなこともあるのでしょうか。

村上学校教育部長 委員長、学校教育部長。今年度の市内の公立の全日が49.1%ということで、昨年度に比べると減少ということがございます。要因に

については様々あるかと思いますが、その他の部分の県内の、逆に国公立への部分が増えたり、私立の部分が増えている。進路についても、それぞれの特色がある高校、スポーツであるとかさまざまな中学生の希望というのも多様化してきており、それが県内だけではなくて県外にも関わってという部分であるのだろうと思います。そういう多様化をしているという部分が一つはあると思いますが、細かい要因分析については十分できておりません。

山北委員長 スポーツとって、でも如水館は減っているのでしょうか。そういう話は聞きます。

佐藤教育長 済みません、数字の訂正を。これは28年3月の進学合計は99.3でいいのですか。足して100.1になってしまうし、内訳のところを足したら99.3にしかないから。修正をしてもらうということでもいいですか。

村上学校教育部長 はい。

佐藤教育長 修正をお願いします。

山北委員長 この市内特別支援学校、尾道特別支援学校が減っています。でも、あれだけ小・中特別支援にかかわる子供たちが急激に増えていて、その受け皿に特別支援学校がなっていないということかな。ここはお話ですけども、前から言っていた情緒障害が増えていて、情緒障害のIQが高いから手帳をもらえない、特別支援学校に入れない、だから減っていつている。小・中の特別支援学級及び普通学級だけでも介助が必要な特別支援児童というのが急激に増えている。このアンバランスがどこかで出てこなければいいですけど。学校、校長先生たちが本当に御苦労されている。これは、校長会でも課題として。これもまた、いつも教育長の持論である情緒障害の法的な、もう私たちでどうこうできないから、情緒障害をどう捉えるかということもいつも言っておいてもらわないと大変です。機会があればそういう声を高く出してもらうしかないです。

佐藤教育長 委員長、教育長。機会あるごとに、法的整備が現状の特別支援のありように遅れているということは県にも申し上げておりますけれども、今広島県のスタンスは法どおりという整理をされておるようですから、これは課題だと思ひまして、この前実は県のこども家庭課とか東部家庭センターの職員の方にもその辺も話もさせてもらいましたし、大きな制度上の話ですからなかなか難しいですが、声は上げていくべきかというふうには思っております。

村井委員 先ほど瀬戸田高校がだんだん寂しくなっているというような話がありましたが、新聞でもありましたけど、尾道市のほうが、県立高校ではあるけれども瀬戸田高校の応援をするということで、補習を組んだりいろいろ載って

いたのですが、いいことだと思います。ちょっと詳しく何かありましたら教えてください。

村上学校教育部長 委員長、学校教育部長。先ほどの御質問の中にもありましたように、瀬戸田高校では勉強の補習で非常勤講師を数学と英語でつけて生徒たちが勉強に取り組める環境を、少人数の中でのそういう学力保障をしっかりとつけていこうということで取り組んでおられます。詳しい状況については、また高校のほうとも話をする中で把握はしていきたいと思いますが、現在のところはそういう形で取組を進めていただいている状況です。以上です。

村井委員 ありがとうございます。

佐藤教育長 財源のところを。

村上学校教育部長 委員長、学校教育部長。先ほどの財源、予算にかかわりましては、これは教育委員会ということではなくて瀬戸田支所で予算を組んでいただいております。高校がしっかりと活性化をすることがその地域の活性化につながるということもあります。そういう趣旨の中で、瀬戸田地域自体の活性化を図るといっても含めて瀬戸田支所で予算を組んで取り組んでおられます。以上です。

山北委員長 ほかにはないですか。

中司委員 今杉原課長さんのかわりに御説明いただいたのですけれども、とても明瞭で聞きやすくて本当によかったです。説明がよくわかりました。ありがとうございます。

もう1つよろしいでしょうか。

山北委員長 どうぞ。

中司委員 以前から私、映画と教育ということはずっと考えてきたのです。映画はたくさんの方を教えてくれるなと思っておりまして、また尾道を舞台にした「東京物語」、この作品の存在は尾道にとってもっと財産として活用すべきではないか。例えば、シーン一つ一つごとにこまをとめても黄金比のバランスに美術的にもなっているとか。世界の監督たち358人が今までで一番偉大で素晴らしい映画は何だったかという投票をしたときに、1位は東京物語だったのです。この東京物語を一回も見ないで子供たちが大人になっていくというのはすごく残念なことだというふうに思っていました。先ほど公民館の審議会の委員になられた河本さんと先日お会いすることがありまして、その話をしましたら、非常にとても理解を示してくださって、では小学生たちは無料で招待しましょう、東京物語にというふうにおっしゃってくださいました。毎年シネマ尾道では東京物語を上映していらっしゃるのだそうです。今年は8月13日か

ら26日まで夏休み期間です。この期間に小学生は無料で行くということができるといことですので、何とか教育に結びつけてこれを生かしていただだけませんか。どのような理由づけでそこに行かせることにするのかは、もう指導課にお任せしますので、よい動機づけをして、たくさんの小学生にこれを見る機会を、ぜひこういうチャンスですので与えていただけたらなと思います。

山北委員長 そこは席が幾つあるの。

中司委員 どのくらいあるのでしょうか。一遍に、毎日いっぱいになるということは多分考えられないと思いますから、そのあたりは。

山北委員長 東京物語は何歳ぐらいからが理解できるのかね。

中司委員 小学生は小学生なりに理解はできるでしょう、個人差もあるでしょう。とにかく見るということ、そのことが大事なことで、大人になってもう一回見たっていいわけです。本なんかもちっちゃいときに読んだのを大人になって読むと、また見方が変わっておもしろいということになると思いますけれど。

山北委員長 対象になるのは。

中司委員 小学生が。中学生にも行っていただきたいのですけれども。できるだけ早く小さいときにこれを見てもらったらどうだろうかというようなことで、そういう機会があるということでお知らせをしておきたいと思ひますので、どう生かすかは、また次回の教育委員会議で御報告をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

尾道の小学生は必ず成人になるまでに一度は東京物語を見るという流れをつくるきっかけにしていいただければと思ひます。

佐藤教育長 8月13から26まででシネマ尾道で小学生が無料でしょう。

中司委員 小学生が無料、中学生も無料にしてくださいという交渉は、また教育指導課で。

佐藤教育長 河本清順さんがそういう……。

中司委員 一応小学生とおっしゃいました。

山北委員長 この前浄土寺でやったでしょう、東京物語を。あれはフィルムを借りてきて映写した。

佐藤教育長 多分金がかかっている。

山北委員長 逆に、もちろんシネマ尾道も活用しないといけないのだけれども、全児童1,000人近くを、例えば一遍にするとしたら講堂ですとか。浄土寺でできたみたいだから。

中司委員 どんな機会も利用して下さったらいいと思います。私たち、この3人は同世代なのですがけれども、昭和30年代には学校から映画館に行って映画を見るというのを年に1回ぐらい、そういう機会があったのです。ですので、それがいつから消えたのか、そしてまた折角そういう映画館があるのですから、そういうことをやってもいいのではないのでしょうか。映画の町尾道なので、という提案でございます。以上です。

山北委員長 わかりました。いいですか。校長会なり、そういう受け入れもある。今の浄土寺方式のようなもので生かせるのだったら、そういういろいろなことをしてこの映画だけは財産として。文化振興課の絶大な支援をいただきながら。

中司委員 そうですね。

山北委員長 以上をもって本日の日程は終了しました。

これをもって本日の会議を散会すると同時に、第7回教育委員会定例会を閉会いたします。

なお、次回の定例教育委員会は6月30日を予定しております。

ありがとうございました。

午後3時55分 閉会